

世田谷区立地域体育館・地区体育室の指定管理者の指定

1. 主旨

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第1項の規定に基づき、世田谷区立北烏山地区体育室の指定管理者の候補者を下記のとおり選定したので、同条第4項の規定に基づき、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を、令和2年第3回区議会定例会に提出する。

2. 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	施設所在地	指定管理者の候補者名及び所在地
世田谷区立 北烏山地区体育室	世田谷区 北烏山八丁目1番6号先 及び北烏山二丁目3番先	株式会社リバティヒル 目黒区自由が丘三丁目17番1号

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

4. 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例施行規則第11条により、世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」）を設置し、選定委員会において、次期期間の運営方法は、指定管理者制度によるものとされた。また、選定にあたっては、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定することとされた。

その後、選定委員会において選定基準を決定し、令和2年6月8日から15日まで公募を行ったところ2社からの応募があった。

書類審査である第一次審査により施設の管理運営方針・経営理念、個人情報保護等法令遵守体制、組織・管理体制、人員配置・雇用計画、研修・育成計画、事業計画、安全管理、平等利用、収支計画、自主事業、施設管理業務受託の実績と今後の展望について審査し、当該2社を第一次審査通過者とした。なお、第一次審査に先立って実施した財務審査については、公認会計士に評価を依頼した。

次に、ヒアリング等の審査である第二次審査を実施し、提案書に沿ったプレゼンテーション及び選定委員による質疑を行った。

上記第一次審査、第二次審査を総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

氏名	役職・所属等
入澤 充	国土館大学 法学部教授
上岡 洋晴	東京農業大学 地域環境科学部教授
小海 隆樹	日本女子体育大学 体育学部教授
櫻田 淳也	東京女子体育大学 体育学部教授
奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ「ようがコミュニティークラブ」 クラブマネージャー
小野 恭子	生活文化政策部 人権・男女共同参画担当課長
望月 美貴	子ども・若者部 若者支援担当課長

は委員長

(3) 選定委員会開催状況

令和2年3月	第1回選定委員会	次期運営方法及び選定方法の審議
5月	第2回選定委員会	選定基準、審査方法等の審議
6月	第3回選定委員会	財務審査、第一次審査(書類審査)
7月 6日	第4回選定委員会	第二次審査(ヒアリング等) 指定管理者候補者の選定

第1回から第3回までは、新型コロナウイルス感染予防のため、一同に集まる会議形式での開催に代わり、メール等を用いて各委員から個別に意見聴取等を行う形で開催した。

5. 選定結果

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第3項の選定基準に基づき、各申請団体の財務審査、団体から提出された提案書等の書類審査及びヒアリング等により総合的に審査した結果、当該団体を適格と評価し、次期指定期間の指定管理者の候補者として選定した。

詳細については、別紙「選定結果表」のとおり。

6. 選定理由

上記指定管理者の候補者は、これまでも北烏山地区体育室を長年に渡って適切に管理運営するとともに、選定委員会においても組織・管理体制について特に高く評価された。

また、提案書において、施設ホームページの開設や自動販売機の設置、パラスポーツを取り入れた新たな自主事業の展開など、利用者ニーズや区のスポーツ推進計画を十分踏まえた事業計画となっており、一層のサービス向上が期待される一方、収支計画においては、現実的な人件費の上昇を加味しつつも経費削減に努めることで、指定管理料全体の上昇を抑制している点は、当該団体の強みでもある。

これらのことより、株式会社リバティヒルを指定管理者の候補者として選定した。

7. 今後の予定

令和2年 9月	第3回区議会定例会(指定管理者の指定の提案)
令和3年 4月	次期指定管理者による管理運営の開始

選定結果表

1. 施設名称 世田谷区立北烏山地区体育室

2. 申請団体

団体・代表者	所在地
株式会社リバティヒル 代表取締役 栗山 雅則	目黒区自由が丘三丁目17番1号
株式会社ジンダイ東京本社 代表取締役 今井 信	世田谷区上北沢五丁目45番10号

3. 指定管理者の候補者名
株式会社リバティヒル

4. 合格基準

書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査の満点(1,799点)の70%以上の点(1,260点)を合格基準とした。

5. 評価結果

(1) 財務審査

団体名	評価
株式会社リバティヒル	C
株式会社ジンダイ東京本社	B

(2) 第一次審査(書類審査)

評価項目	配点	株式会社 リバティヒル	株式会社ジ ンダイ東京本社
施設の管理運営方針・経営理念	126	110	97
個人情報保護等法令遵守体制	70	44	65
組織・管理体制	84	78	77
人員配置・雇用計画	70	59	54
研修・育成計画	49	41	42
事業計画	203	171	170
安全管理	140	109	101
平等利用	84	73	67
収支計画	77	66	64
自主事業	112	93	78
施設管理業務受託の実績と今後の展望	84	74	61
合計点	1,099	918	876

(3) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

評価項目	配点	株式会社 リバティヒル	株式会社ジ ンダイ東京本社
施設の管理運営方針・経営理念	84	66	39
個人情報保護等法令遵守体制	49	37	33

組織・管理体制	56	48	32
人員配置・雇用計画	49	39	19
研修・育成計画	28	22	18
事業計画	133	112	64
安全管理	77	65	41
平等利用	56	48	32
収支計画	49	29	17
自主事業	77	62	32
施設管理業務受託の実績と今後の展望	42	30	14
合計点	700	558	341

(4) 総合評価

審査項目	配点	株式会社 リバティヒル	株式会社ジン ダイ東京本社
第1次審査	1,099	918	876
第2次審査	700	558	341
総合点	1,799	1,476	1,217
合格基準点(配点合計の70%)	1,260		
総合評価	第1位		不合格

備考

1. 財務審査は、公認会計士が4段階評価、(A(良好な法人と考えられる)、B(おおむね良好な法人と考えられる)、C(改善が必要な法人と考えられる)、D(破綻状態にある法人と考えられる))を行い、評価がDの場合は不合格とし、第一次審査を実施しないこととした。
2. 第一次審査及び第二次審査には、評価項目ごとに7名の選定委員の合計点を表示した。
3. 総合評価では、第一次審査及び第二次審査の合計点が合格基準を下回る場合は不合格とし、合格基準点以上の団体のうち、最も点数の高い団体を指定管理者候補者とした。